

～生活保護に関してお困りの方へ～

日本弁護士連合会・各弁護士会による

全国一斉

生活保護 ホットライン

相談料
無料

生活に困っている方々の相談をお受けし、
生活保護の現場で何が起きているかを明らかにするために、
全国一斉電話相談を実施します。

- 例えば、こんな相談に弁護士が対応します。
 - ・ 物価高で今の保護費では生活できない。
 - ・ 申請書がもらえない。
 - ・ 次の理由により申請が受け付けられない。
住所不定（ホームレス）、所持金がある、借金がある、家賃が高すぎる、
持ち家がある、自動車がある、自営業をしている、65歳までは働ける、
別の制度（生活困窮者自立支援制度）が利用できる
 - ・ 役所（福祉事務所）から次のように言われた。
「保護費を返してください」 「辞退届を書いてください」
 - ・ 保護費を“天引き”されている。
- 相談料はかかりません。フリーダイヤルで実施する山口県弁護士会では、電話代もかかりません。



ひんこんは なくす

0120-158-794

2024年12月3日(火)

10:00～20:00

※弁護士会により実施状況が異なりますので、詳細は山口県弁護士会宇部地区会にお問い合わせください。

(TEL: 0836-21-7818 / 実施案内は日弁連ウェブサイトに掲載しています。)

※回線混雑等の事情により、つながりにくい場合もございますので、あらかじめご了承ください。また、16時以降は、電話がつながりにくくなることが見込まれますので、早めの御電話をおすすめします。